

【 計 画 】 職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成コース） 提出書類のご案内

● 計 画 期 間

3か月以上1年以内

※計画開始日は、賃金制度を整備する月の初日となります。

● 計画の提出期間

計画開始日からさかのぼって6か月前～1か月前の日の前日

(例)導入予定が平成29年10月10日の場合、
 計画開始日 … 平成29年10月1日
 計画提出期間 … 平成29年4月1日 ～ 平成29年8月31日

● 提 出 先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク
 〒260-0013
 千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階
 千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室
 TEL043-441-5678

● 提 出 書 類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

確 認 事 項		チェック欄	枚数記入欄		
		<input checked="" type="checkbox"/>	事業主	所	局
1	本社の所在地が千葉県内の事業所であるか	<input type="checkbox"/>			
		※県外の場合には管轄の各都道府県労働局に提出してください。			
必須提出書類					
2	「職場定着支援助成金(介護労働者雇用管理制度助成コース)介護賃金制度整備計画(変更)書」	<input type="checkbox"/>			
	(様式第d-1号)				
3	「事業所確認票」	<input type="checkbox"/>			
	(様式第d-2号)				
4	介護事業を行っている事業主であることを確認できる書類	<input type="checkbox"/>			
	介護保険法に基づく指定又は許可を受けていることを証明する書類等				
5	整備する賃金制度の概要票	<input type="checkbox"/>			
	(様式第d-1号別紙1)				
6	現行(制度導入前)	<input type="checkbox"/>			
7	労働協約または就業規則(規定集も含まれます)	<input type="checkbox"/>			
	(案) ※導入する制度の概要票に基づいて変更する内容が記載されているもの				
	賃金規定を定めた規定がある場合は、それらも併せて提出してください。				
必要に応じて提出する書類					
8	【 「計画時離職率算定期間」に離職した者がいる場合 】 「計画時離職率算定期間」の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類 ※「計画時離職率算定期間」とは、本計画書提出日の12か月前の日の属する月の初日から本計画書提出日の属する月の前月末までの期間をいいます。 (例) 計画提出日が平成29年4月20日の場合、 計画時離職率算定期間 … 平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	<input type="checkbox"/>			
	離職証明書(写) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)(写) 等				
9	【 主たる事業が介護事業以外の事業主の場合 】 「介護労働者名簿」	<input type="checkbox"/>			
	(様式第d-1号 別紙2)				
10	【 介護労働者全てが雇用保険一般被保険者ではない場合 (1名でも一般被保険者がいる場合は不要) 】 「介護労働者名簿」	<input type="checkbox"/>			
	(様式第d-1号 別紙2)				
	労働者名簿 等	<input type="checkbox"/>			

※ 審査に必要が生じた場合、提出書類のほかに千葉労働局長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

<計画の変更>

計画の内容に変更が生じるときは、すみやかに計画の変更を申請する必要があります。
 変更の内容によって、提出書類、提出期限が異なりますので、あらかじめ労働局にお問い合わせ下さい。
 (変更の内容・時期によっては、変更が認められないこともあります。)

千葉労働局職業対策課分室 ・ ハローワーク(公共職業安定所)